

所得税の確定申告、市民税・県民税、国民健康保険料等の申告

令和元年分所得の申告の時期となりました。申告書の種類によって、提出先、申告相談会場、日程等が異なります。税務署会場（所得税）または市役所会場（市民税・県民税）で申告をされる人は、この広報と一緒に配布している「令和元年度（第2回）市税だより」や市のホームページをご確認ください。

◆自書申告・郵送申告のお願い

例年、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。申告者ご自身で申告書を作成及び提出されることで、順番待ちや申告受付にかかる時間を短縮することができます。取組へのご理解とご協力をお願いします。

◆各種申告書の提出について

所得税（国税）と市民税・県民税や各種保険料の申告書は提出先が異なります。

申告書の種類	提出先	提出方法	提出窓口
<確定申告> 所得税（国税）	税務署	自宅からの電子申告・郵送・ 提出箱への投函・申告相談	税務署または市役所本庁の税務署特設 会場（時期により異なります）
市民税・県民税、 国民健康保険料等	市役所	郵送・提出箱への投函・ 申告相談	市役所本庁または行政センター等 （「市税だより」参照）

※所得税が還付される確定申告（還付申告）は、1月から税務署に提出できます（申告相談は行っていません）。
申告期間中（2月17日～3月16日）の会場は混み合いますので、できれば2月16日以前にご提出ください。
なお、還付申告は3月17日以降も税務署に提出できます。

※税務署へ所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は原則必要ありません。

◆申告期間中の申告相談について

申告期間	特設会場	受付時間
2月17日（月）～3月16日（月） ※土・日・振替休日を除く	市役所本庁1階 くにびき大ホール	8:30～16:00 ※申告相談は9:00開始

※市役所本庁を主会場とし、行政センター等で巡回相談を行います。市役所本庁へ行くことができない人は、行政センター等をご利用ください。

※混雑状況によっては、受付時間中でも受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

申告相談会場の開設直後は、特に混み合います。

※行政センター等では、市民税・県民税の申告を優先するため、確定申告の受付人数に制限を設けたうえで、確定申告書A様式を中心に簡易な申告のみを受け付けます。また、申告相談を期間中に実施しない日がありますので、ご注意ください。（「市税だより」参照）

◆各種申告書の申告期限について

申告書の種類	申告期限	おたずね先
所得税	3月16日（月）	出雲税務署 21-0440
消費税	3月31日（火）	出雲税務署 21-0440
市民税・県民税	3月16日（月）	市民税課 21-6770 21-6898
国民健康保険料	4月15日（水）	保険年金課 21-6984
後期高齢者医療保険料		
介護保険料	6月30日（火）	高齢者福祉課 21-6212

◆各種申告書等の発送時期について

申告書、お知らせはがき等	発送時期	発送元
確定申告書または確定申告のお知らせはがき	1月下旬	税務署
市民税・県民税申告書	1月22日	市民税課
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額についてのお知らせはがき	1月22日	保険年金課・高齢者福祉課
公的年金等の源泉徴収票	1月中	日本年金機構等の年金支払者

※市民税・県民税申告書は、前年の状況により今年も申告が必要と思われる人に送付します。申告書が届かない場合でも申告が必要な人は、市ホームページ、市民税課または行政センターで申告書入手し、提出してください。

◆公的年金所得者の申告について

公的年金収入がある人で、次の全てに該当する場合、**確定申告は不要です**。

- ・公的年金収入金額が400万円以下
- ・公的年金以外の所得金額が20万円以下

ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

なお、確定申告が不要な場合でも、公的年金以外に20万円以下の所得（事業所得、一時所得、個人年金等）がある場合や、**所得控除の追加や訂正がある場合は、市民税・県民税の申告が必要です**。

◆市民税・県民税申告書(兼国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料申告書)を提出される人へ

記入済みの申告書を、**提出用封筒に入れて郵送**または本庁及び行政センターに設置する市民税・県民税申告書提出箱に、**投函してください**。申告書や添付書類の控えが必要な人は、コピーを取った後に提出してください。

市のホームページで、いつでも簡単に市民税・県民税申告書が作成できます。

令和2年度 申告書 出雲市

検索

おたすね / 市民税課 ☎21-6770・21-6898

出雲税務署からのお知らせ

確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で!

☆ 申告会場は大変混み合います。申告書の作成はご自宅で!
～国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

- ① 税務署に出向く必要なし!
- ② いつでも利用可能!
- ③ 自動で税額を計算!
- ④ プリントサービスにも対応!

給与所得・年金所得の人は、見やすさ、分かりやすさを重視した画面で、初めてでも簡単に申告書を作成できます。

詳しくは

作成コーナー

検索



スマホ等をご使用の場合は、

← こちらからアクセス♪

令和元年分の消費税の申告について

令和元年分以降の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、税率ごとに区分して記載した帳簿から「課税取引計算書」等を作成する必要があります。

申告会場で消費税の申告書を作成する場合は、作成済の「課税取引計算書」(国税庁ホームページから出力可能)が必要となりますので、ご注意ください。

便利で確実な振替納税をご利用ください

納税のために金融機関や税務署に出向く必要がなく、大変便利で確実な納付方法です。

お申込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入・押印のうえ、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

令和元年分
の振替日 所得税及び復興特別所得税 4月21日(火)
消費税及び地方消費税 4月23日(木)

おたすね / 出雲税務署 ☎21-0440

島根県東部県民センターからのお知らせ

個人事業主の皆さまへ

所得税の確定申告または住民税の申告は、個人事業税の申告を兼ねています。個人事業税に関して不明な点がありましたら、島根県東部県民センター(☎0852-32-5623)へお問い合わせください。